

平成 26 年度 災害時要援護者支援ネットワーク代表者会議要旨

日 時 平成 27 年 3 月 23 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時
場 所 伊勢市役所 東庁舎 3 階 防災スペース

委員出席者 10 名

事務局 高齢・障がい福祉課、介護保険課、こども課、医療保険課、
福祉総務課、健康課、危機管理課、市民交流課、消防課

会 議 状 況

- 司会進行 事務局
- 開会挨拶 部長
- 委嘱状交付
- 委員、事務局紹介
- 会長・副会長の選出
- 議事(1) 災害時要援護者支援ネットワークについて
- 議事(2) 災害時要援護者とは
- 議事(3) 個別避難計画とは
事務局から説明。

会 長

 事務局からの説明について、質問・意見はないか

委 員

 以前のネットワーク会議において、個別避難計画の記入者を記載する欄を設けては、という話があった。本人が書ける場合と代筆する場合があると思うが、それがわかるようにした方がいいのでは。

事務局 前の様式ではあったが今の様式に入っていないので、記入欄を設ける。

委員 要援護者台帳登録対象者に児童も含まれるのか。

事務局 障がい者手帳または療育手帳を持っている人の中に含まれている可能性がある。

委員 消防団の代表者会議では、毎回、登録者の中に元気な人が多数含まれるという話がある。対象者の条件をもっと考えたほうが良いと思う。65歳一人暮らしの高齢者の要件はなくてもよいのではないかと。広報か何かで周知したことにより、極端に登録者が増えて3,300人ぐらいになったが、これだけいると管理が難しい。

事務局 元気な方も登録しているという声は多くいただいている。それを確認するために、個別避難計画の様式の中にABCの優先度を書く欄を設けた。個別避難計画を作成して行く中で、本当に支援が必要かどうか考えていただきたい。

委員 避難支援の優先度を決めるのに何かいい方法はないのか。

事務局 登録され方は、基本的に本人は何かしらの支援を求めているはずである。個別避難計画を作成する中で確認をしていただきたい。

委員 独居高齢者となっているが、敷地内に家族がいる人もいる。

会長 いろんなケースがある。表向きは健康でも支援が必要な人もいる。現場の人は苦慮するところなので、良い判断材料があれば提示していただきたい。

委員 見た目は元気そうでも、見えないところに障害がある人もいるので判断は難しい。

委員 災害時要援護者の数が約3,300名という数について、事務局は妥当と考えているのか。

事務局 高齢者については民生委員に候補者を訪問していただき、意向を確認した。障がい者については、該当する人に通知を送って周知をした。その結果が約 3,300 人の登録者であるが、これで全てとは思っていない。広く周知することで登録者が増える可能性もあると考える。

委員 最初に災害時要援護者台帳を作成するにあたっては、民生委員が地域を回ったが、個々の民生委員の進め方によってどの程度の人まで申請を受け付けたかが異なる。また、制度の案内をする中で、「何かあったら助けてくれるんですね」と言われることもあった。しかし、民生委員も地区に 1 人か 2 人しかいない。具体的な支援となると私たちはどのようなことができるのかなと思っている。このことについては、これから皆さんと相談をして考えていきたい。負担になっていることは確かだが、登録した人についてはそれぞれ思いがあるので、何とかしていきたいと思う。

委員 避難支援者の欄については、隣近所みんな高齢という現実があり、書くことが難しい。

会長 高齢化が進む中で、支援ができる人が減ってきているということについて事務局の意見はあるか。

事務局 台帳作成時には民生委員の皆様にも多大なご協力をいただいたが、これから台帳を活用して支援をしていくことを考えると、民生委員や自治会長だけでは無理がある。また、避難支援者を決めたとしても、その人が災害時に必ず支援できるとは限らない。地域ぐるみで災害に備えることが必要。高齢者ばかりの地域であっても、その現状を踏まえて支援体制を作らなければならない。地域の方がみんな考えていただきたい。

また、こういった仕組みを作るために今後皆様から意見をいただきたい。

委員 在宅の介護サービスを提供している中で、利用者から災害時にどうしたらいいのかと聞かれるが、避難支援者がいる場合は把握すべきなのか悩むところである。

事務局 避難支援者については、これから個別計画を作っていく中で、地域で

考えていただきたい。

委員 避難支援者に「助ける」ことを求められると非常に重荷になり、引き受けてくれる人を見つけることが難しくなる。

事務局 避難支援者も、自身の身の安全を守ることが最優先であることを、登録者にも理解してもらう必要がある。確かに「避難支援者」という言葉は重いので検討したい。

委員 個別避難計画作成するにあたり、自治会・自主防災組織、民生委員、消防団、避難支援者等が話し合いながらとあるが、実際問題可能なのか。

事務局 全ての人が入ってもらう必要はない。必ず入るのは、本人、家族（いる場合）、自治会、民生委員である。隣近所の方、ケアマネ、ヘルパーなどは必要であれば入っていただきたい。

自治会については、会長でなくても組長・班長でもよい。台帳は自治会長に渡しているが、それだけでは有効な支援に結びつけることが困難なことから、H26年度から自治会長だけでなく、組長等にも共有できるようになった。

委員 隣近所のつながりが希薄になってきている中で、地域で助け合っていくためには、自治会が主導になり、民生委員や消防団が支援して行くしかないと思う。この制度は個別避難計画を作って終りというわけではなく、その後の支援も考えなければならない。

会長 他に意見や課題はないか。

委員 皆さんの意見を聞いていていると、最終的には、平時から地域における関係作りをしていくしかないというところに落ち着くと思う。要援護者に声をかけあいながら対応できるような形作りをするために、自治会、民生委員、まち協が一緒になって取り組んでいかなければならない。

委員 自主防災組織のあり方はどのように考えているのか。これから重要になってくると思うが。

事務局 自主防災組織は 127 あるが、組織の形は地域によって異なる。自治会長が防災隊長を兼務する所もあれば、そうでない所もある。阪神淡路大震災をきっかけに、自分たちの地域は自分たちで守るということを目的に始まっており、活発に活動していると思う。東日本大震災以降、新たな活動を始めたところもある。自治会のように連合の組織化はされていないので、来年度以降、考えていきたい。

○ 議事(4) その他

事務局 今回は第 1 回目ということもあり、概要説明で終わったが、今後は具体的な話に入って行きたい。
次回は 4 月中旬を考えているので、よろしくお願いします。